別表三　記載要領

1　この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第13条第３項第２号又は第16条（同条第４項の規定の適用がある場合に限る。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　当該通算法人（通算子法人に限る。）が仮決算による中間申告又は確定申告をする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が提出する次に掲げる申告書にこの表（当該通算親法人及び他の通算法人に係る各欄の記載があるものに限る。）が添付されているときは、当該申告書の区分に応じそれぞれ次に定める申告書には、この表の添付を要しない。

⑴　法第22条第１項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書（当該仮決算による中間申告に係る同条第４項第１号に規定する期間の末日に終了する当該通算親法人の同条第１項第１号に規定する期間に係るものに限る。）　当該仮決算による中間申告に係る防衛特別法人税中間申告書

⑵　法第25条第１項の規定による申告書（当該課税事業年度終了の日に終了する当該通算親法人の課税事業年度に係るものに限る。）　当該確定申告に係る同項の規定による申告書